

序 章

立地適正化計画の概要

1. 策定の背景

これまで、我が国の都市計画は人口増加や開発需要を前提として、土地利用規制を中心とした土地利用のコントロールと、必要な都市インフラの整備を行ってきました。

都市インフラの整備が進み、医療・福祉・商業などの都市機能の立地に焦点が当たる一方で、全国的に人口がピークを迎え、少子高齢化の急激な進行による人口減少の時代に突入しました。人口の長期的な減少が見通され、民間の投資意欲が低下する中、将来の都市像を示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、緩やかにコンパクト・プラス・ネットワークを基本とした都市構造に再編していくことが重要であると考えられるようになりました。

また、気候変動の影響により頻発、激甚化する自然災害から国民の安全を守るため、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりを着実に進めていくことの重要性がより強く認識されるようになりました。

上記のような課題を解決すべく、従来の都市計画に加えた高度なまちづくりを推進するため、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化されました。

本町では、令和2年(2020年)に「下諏訪町都市計画マスタープラン」を改定し、「恵まれた自然と歴史、人が紡ぐ、活力ある安心安全な美しいまちづくり」の実現に向けたまちづくりに取り組んできました。本町においても全国的な傾向と同様に少子高齢化が加速し、急速な人口減少が見込まれる中、効率的で持続性のある都市運営を行っていくための新たな視点のまちづくりが求められています。

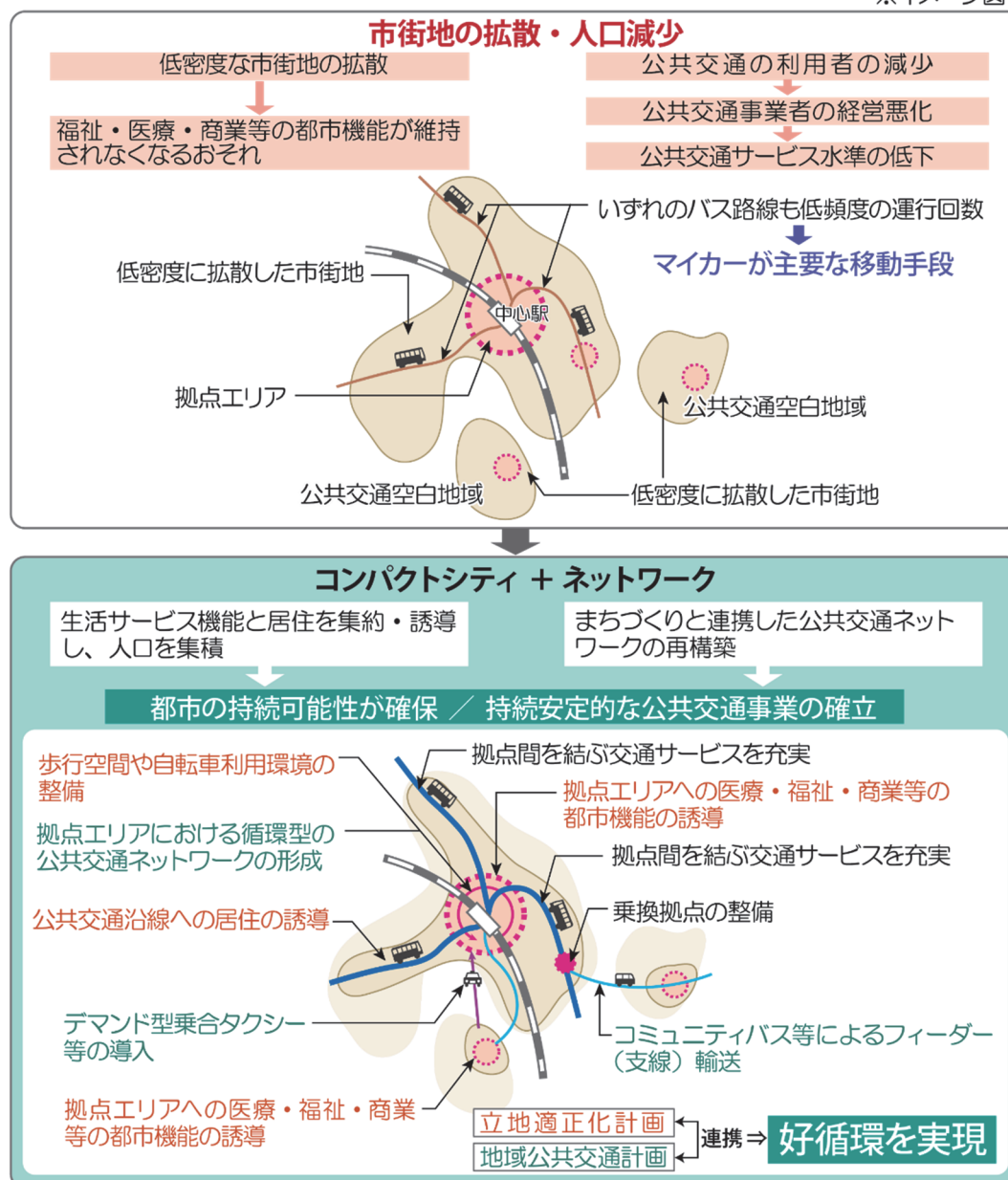
2. 計画の目的

立地適正化計画は、人口減少の中にあっても居住誘導により市街地の密度を維持し、拠点に都市機能を集約誘導し、持続性を保ちながら、拠点と都市内各地域を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を目指す計画です。

本計画においては、地形的制約や将来の人口規模を考慮し、本町の特性に即したコンパクトなまちづくりを推進していくことで、持続可能な都市運営や生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化を図っていきます。

■立地適正化計画とは

※イメージ図



出典：国土交通省ウェブサイトから作成

3. 立地適正化計画で定める事項

■誘導区域

居住や都市機能を誘導する誘導区域を設定します。

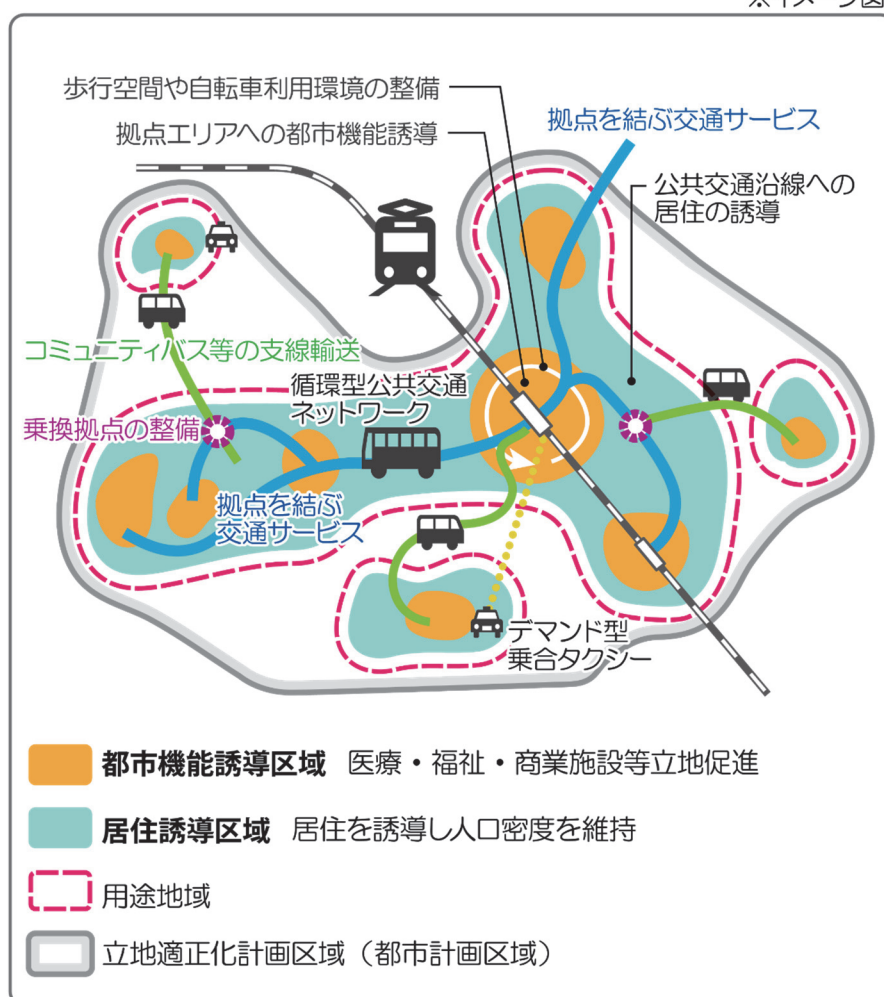
■誘導施策

都市や市街地が抱える課題を解決するための具体的な施策を位置づけます。国等が行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策があります。

■防災指針

災害リスクなどの課題を抽出するとともに、都市の防災に関する機能を確保するための方針を策定します。あわせてこの方針に基づく具体的な取組を位置づけることにより、居住誘導区域における防災・減災対策の充実に努めます。

※イメージ図



出典：国土交通省ウェブサイトから作成

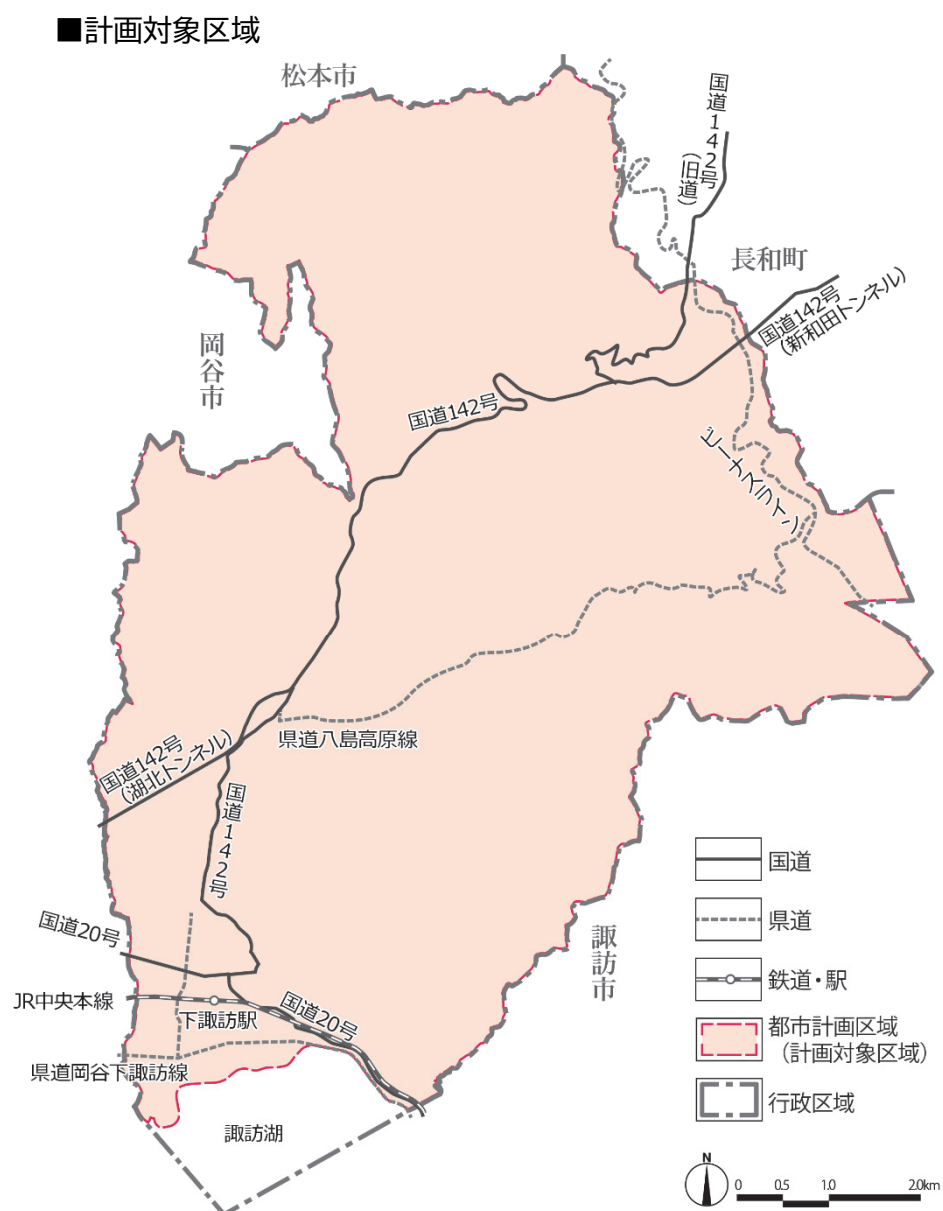
4. 計画期間

本計画の計画期間は、都市計画マスタープランの計画期間が令和2年度(2020年度)から令和17年度(2035年度)の概ね15年とされていることを踏まえ、本計画も同様に令和7年度(2025年度)から令和22年度(2040年度)の概ね15年とします。

なお、本計画は概ね5年ごとに行う達成状況の評価結果、都市計画マスタープラン等の上位関連計画の改定を受け、必要に応じて見直しを検討します。

5. 計画の対象範囲

本計画は、下諏訪都市計画区域(諏訪湖を除く本町全域)を対象とします。



6. 計画の位置づけ

本計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質をもつものであることから、都市計画マスタープランの一部とみなされる計画です。

上位関連計画である「下諏訪町総合計画」や、「諏訪圏域(岡谷、諏訪、茅野、下諏訪、富士見都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、諏訪圏域マスタープラン)」の方針に即するとともに、町の各種関連計画とも連携・調整を図っていきます。

■立地適正化計画と上位関連計画との関係

